

公害健康被害補償予防制度について

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして都道府県知事等が認定した者

著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(第一種地域)
東京19区等41地域が指定されていたが、昭和63年にすべて解除。その後、新規の認定は行わず。被認定者数は約51,000名(H17.2)。

水俣病、イタイイタイ病等の原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域(第二種地域)

熊本・鹿児島、新潟、富山、島根、宮崎の5地域。被認定者数は約1,100名(H17.2)。

補償等の内容

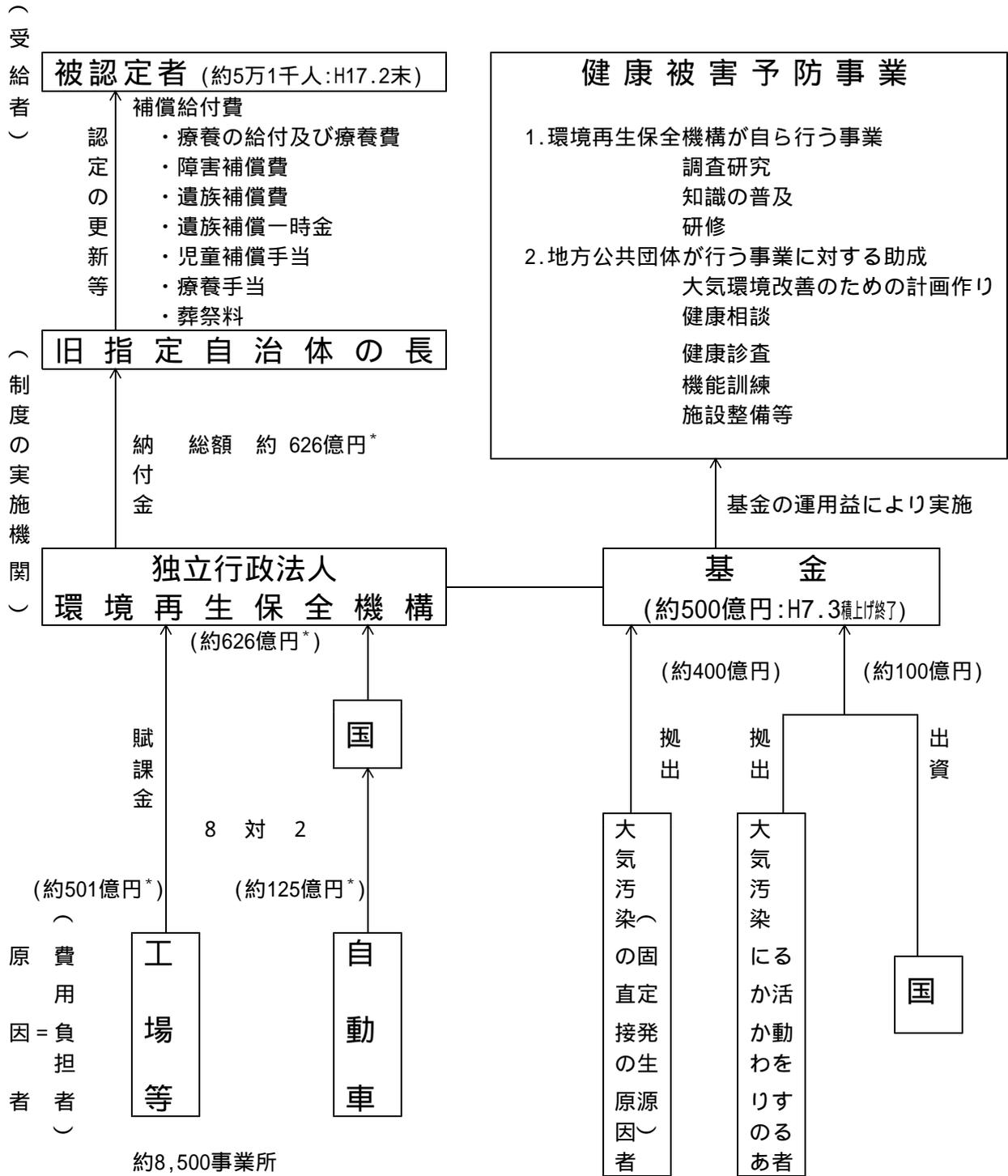
- (1)医療費等の補償給付
療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付
- (2)公害保健福祉事業
リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施
- (3)健康被害予防事業(昭和63年の第一種指定地域の解除の際に創設)
健康の確保・回復を図る事業及び環境の改善に資する事業を実施

補償等の財源

- (1)医療費等の補償給付の財源
 - ・第一種地域
全国約8,500の事業場からの汚染負荷量に応じた賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)
 - ・第二種地域
汚染原因者からの特定賦課金
- (2)健康被害予防事業の財源
事業者及び国等の拠出による約500億円の基金の運用益

公害健康被害補償予防制度（大気汚染系）の概要

[制度の発足] 昭和49年9月「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和63年3月1日改正法施行）



* 金額は平成17年度予算

〔平成15年の法改正で、自動車重量税収の引当て措置を平成19年度まで延長〕

